

特別養護老人ホーム 「さらの杜」 運営規程（指定短期入所生活介護事業）

（目 的）

第 1 条 この運営規程は、介護保険法の理念に基づくとともに要介護老人等の家族介護者が一時的にその介護が困難となった場合に、当該要介護老人等を短期に入所し、要介護老人等及びその家族介護者の身体的、精神的負担の軽減及び援助を行うことにより、もって在宅福祉の向上に資するため、特別養護老人ホーム「さらの杜」が設置運営する短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業所の名称）

第 2 条 短期入所生活介護等を行う事業所の名称は、特別養護老人ホーム「さらの杜」（以下は「事業所」という。）と称する。

（事業所の設置場所）

第 3 条 事業所は、茨城県取手市下高井 2 1 4 8 番地に事務所を設置する。

（実施主体）

第 4 条 事業の実施主体は、社会福祉法人香寿会が行うものとする。

（基本方針）

第 5 条 事業所は、利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう積極的に援助し、短期入所生活介護等に当たっては、入浴、食事等の必要な介護や機能訓練などの各種のサービスの提供を行い、利用者の健康管理を十分に行いつつ、心身機能の維持・助長等すべての介護対応には、尊厳の念を持って介護に当たるとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

（運営方針）

第 6 条 事業所の提供する短期入所生活介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示を尊重し、これらの趣旨及び内容に沿った運営方針とする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3 利用者または家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 事業所は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- 6 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護を提供する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第 7 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次によるものとする。

(1) 管理者 1 名

① 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務の総括的任務に当たる。

② 管理者は法令の定めるところにより、他の業種との兼務を行うこととする。

(2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な指導、役割を果たすものとする。

(3) 看護職員 1 名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な対応を行う。

(4) 介護員 3 名以上

介護職員は、短期入所生活介護等の提供に当たり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して第 10 条各号にかかる短期入所生活介護等の内容及びケアプランに基づいて各種サービスを、適切に誠意をもって行うものとする。

(5) 管理栄養士 1 名以上

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

(6) 機能訓練指導員 1 名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またその機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日・営業時間)

第 8 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、年間を通じて休日を設定しないものとする。

(2) 営業時間は、24 時間体制とする。但し、利用者の受入・退所時間については、原則として次のとおりとする。

① 受入については原則として

受入日 : 月曜日～金曜日

受入時間 : 午前 9 時～午後 5 時

② 退所については

退所日 : 利用者と家族の都合の良い日とする。

退所時間 : 午前 9 時～午後 5 時を原則とする。

(利用定員)

第 9 条 1 日に短期入所生活介護等のサービスを提供する定員は 10 名迄とする。

(短期入所生活介護等業務提供内容及び利用料)

第10条 短期入所生活介護等のサービス業務提供内容は次のとおりとする。

指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービス（現物支給）であるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

第1項にかかる自己負担分の利用料金の支払いについては、現金又は銀行振込により指定期日までに支払いを受けるものとする。

(1) 利用者の要介護状態等に応じ以下各号の介護保険給付対象サービスを適切に行う。

- ① 短期入所生活介護等計画を作成、必要適切なサービスを提供するものとする。
- ② 1週間に2回以上、一般浴槽、特殊浴槽により最適な方法をもって、利用者を入浴又は清拭するものとする。
- ③ 適切な方法により、排泄の自立に向けて必要な援助及び介護を行う。
- ④ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- ⑤ 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上のお世話を適切に行う。
- ⑥ 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適切な時間に適温の食事の提供及び食事介助を行うものとする。
- ⑦ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため、レクリエーション、グループワーク及び趣味活動等の日常動作訓練を行う。
- ⑧ 利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために体温、血圧及び脈拍等について適切な対応を行うものとする。
- ⑨ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を行い、利用者又はその家族に対し、相談に応ずるとともに、必要な助言と指導又はその他必要な援助を行うものとする。
- ⑩ 送迎サービスについては、厚生労働大臣が別に定める場合は、その扱いによるものとする。

(2) 利用者や家族等の要望に応じて以下各号の介護保険給付対象外のサービスを適切に提供する。

- ① 滞在費 別表料金表
- ② 食費 別表料金表
- ③ 送迎サービス（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） 実費
通常の送迎の実施地域以外の地域から、利用者の送迎依頼がある場合は、利用者の同意を得てから、次により送迎費用の請求を行うものとする。
送迎距離片道 2kmまでの距離については 100円
送迎距離片道 2kmを超える距離については 280mごとに40円を加算
- ④ 利用者の嗜好等の希望による特別の食事サービス 実費
- ⑤ 理髪・美容・マッサージサービス 実費
- ⑥ 利用者の好みによる希望のおむつ代金（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） 実費

- ⑦ 教養娯楽、レクリエーション行事の提供に伴うサービス費用 実費
- ⑧ その他、利用者又は家族の都合により受けるサービス 実費
- ⑨ 前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と考えられるサービス 実費

2 前項による費用の支払いにかかるサービスを提供する際には、事前に利用者又は家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を受けなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 事業所の通常の送迎の実施地域は、原則として、取手市、守谷市、つくばみらい市(旧伊奈町区域)とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第12条 当事業所のサービスを利用するに当たっては、次の事項について協力依頼することとする。

- (1) 面会時間については、原則として午前10時～午後5時までとする。
- (2) 外出については、原則として前日の午後3時までに、外出先と外出時間及び帰所時間を職員に連絡するものとする。
- (3) 外泊については、原則として2日前の午後3時までに、外泊先と外出時間及び帰所時間を職員に連絡するものとする。
- (4) 設備等の利用については、居室、共用施設及び敷地等を本来の用途に従って利用するものとする。
- (5) 喫煙・飲食等については、施設において定められた場所で、また定められた時間帯において利用することとする。
- (6) 他の利用者への騒音、汚損等の迷惑行為又は安全管理の観点から職員の指示・助言に従わない行為については禁止する。
- (7) 私物の管理は、原則として利用者自身にて管理することとする。
- (8) 金銭の管理については、原則として利用者自身による管理とするが、必要とする場合は、利用者の金銭管理委託の申し出により、別途の金銭管理契約書により金銭管理を委託するものとする。

(サービス提供記録の記載)

第13条 短期入所生活介護等サービスを提供した際は、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護費用について、利用者によって支払いを受ける介護報酬の資料に、その他必要な記録を所定の書類に記載するものとする。

(秘密保持)

第14条 事業所の管理者、従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。

2 従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員等との雇用契約の内容とするなど必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第15条 提供した短期入所生活介護等サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合には、利用者又は家族に正確な事故事実関係を説明し、双方の納得の上で損害賠償行為を行う。

(管理衛生)

第17条 短期入所生活介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を実施するなど、常に衛生管理に十分留意するとともに、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時の対応)

第18条 短期入所生活介護等サービス提供中に利用者の心身の状況に異変が生じ、或いは事故・急病等緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力病院に連絡し、必要適切な措置を講ずるとともに、利用者の家族や関係機関等への連絡体制を整備しておくものとする。

(非常災害対策)

第19条 短期入所生活介護等サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は、利用者の避難等適切な措置を迅速に講じなければならない。

- 2 消火設備等防災上必要な設備を設けるとともに、非常口、避難設備等を常に点検し、所轄消防機関及び地元消防団との連携を密に行う。
- 3 別に定める防災管理規定及び消防計画により、火気取締りに関して必要と認められる事項、防火管理者及び火気取締責任者並びにその役割等を明確にしておくものとする。
- 4 非常災害に対する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 5 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認して災害時には、避難等の総指揮を執るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(協力医療機関との契約)

第21条 事業所は常に利用者の健康不安の解消に努め、医療ニーズに対応できるよう機能の充実と整備を図り、併せて協力医療機関を次のとおり指定契約し、機動的・総合的な医療措置に努めるものとする。

(1) 常総病院 精神科・神経科・内科

(その他運営上の留意事項)

第22条 事業所の管理者は従業員の資質の向上を図るため、積極的に各種の研修に参加させ、利用者本位の運営サービスに努めなければならない。

- 2 事業所は、この事業を行うに当たり、サービス提供記録、ケース記録、利用者負担金出納帳簿、その他必要な記録を事業完結年度から5年間保存整備しなければならない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(付 則)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成23年7月12日から施行する。
- 5 この規定は、平成24年8月1日から施行する。
- 6 この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、令和7年3月1日から施行する。

【別 表】

滞 在 費・食 費 料 金 表

	個室滞在費	個室以外滞在費	食 費
第4段階	1, 2 3 1	9 1 5	1, 4 4 5
第3段階②	8 8 0	4 3 0	1, 3 0 0
第3段階①	8 8 0	4 3 0	1, 0 0 0
第2段階	4 8 0	4 3 0	6 0 0
第1段階	3 8 0	0	3 0 0

【1日当り(円)】